

# 神立駅西口地区土地区画整理事業 ニュースレター (No.18)

平成 30 年 11 月 12 日

## 区画整理審議会委員（第 2 期）が決定しました

皆さまには、日頃から本事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年 7 月に第 1 期土浦・阿見都市計画事業神立駅西口地区土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う改選が行われ、第 2 期審議会委員が決定しました。10 月 19 日には第 5 回審議会が勤労青少年ホームで開催され、会長及び会長代理を選出したほか、諮問事項 4 件が審議されましたのでお知らせします。

今後とも、皆さまのご協力を賜りながら計画期間内の事業完成に努めて参りますので、よろしくお願ひします。

### 第 5 回 審議会の結果報告

#### 1 会長及び会長代理の選出について

- ・会長 金塚 功
- ・会長代理 高野 久夫

#### 2 議席の決定について

番号	委員名	権利
1	坂本 一雄	宅地所有権
2	瀧 正教	学識経験者
3	高野 久夫	宅地所有権
4	大橋 秀昭	学識経験者
5	山口 快二	宅地借地権
6	高野 昭男	宅地所有権
7	高田 正道	宅地借地権
8	萩島 重利	宅地所有権
9	金塚 功	宅地所有権
10	岡本 廸之	宅地所有権

#### 3 諮問事項の審議結果

件名	結果
諮問第 9 号 換地設計の軽微な変更について ※内容は裏面参照	同意
諮問第 10 号 評価員の選任について (佐野俊夫 氏 不動産鑑定士)	同意
諮問第 11 号 評価員の選任について (土浦市課税課長)	同意
諮問第 12 号 評価員の選任について (かすみがうら市税務課長)	同意

任期:2018 年 8 月 3 日~2023 年 8 月 2 日



## 施行者限りで処理できる事項について

### ～諮問第9号 換地設計の軽微な変更について～

仮換地の指定や変更にあたっては、土地区画整理審議会の意見を聴くことが土地区画整理法に定められています。しかし、次にあげるような軽微な変更については、施行者限りで処理を行うことについて土地区画整理審議会の同意を得ましたのでご報告します。

#### 【施行者限りで処理できる事項】

- 1 従前の宅地の地番、地目又は地積の変更によるもので、換地の実質を変更しないもの
- 2 従前の宅地の分筆又は合筆によるもので、換地の実質を変更しないもの
- 3 新たな借地権の登記又は申告によるもので、換地の実質を変更しないもの
- 4 借地権の消滅によるもので、借地権の目的となるべき宅地の換地を定める必要がなくなったもの
- 5 換地設計調書、添付図又は換地設計決定通知の明らかな記載の誤り等を訂正するもの

**★ 土地に関して変更がある場合には、必ず事前に相談ください。**

#### ～ お知らせ ～

現在整備を進めている土地区画整理事業においてガス管整備を計画しておりましたが、ガス供給業者から、当該事業区域のガス管整備はしない旨の連絡がありました。

このため、地権者等の皆さまには、引き続きプロパンガスをご利用いただくこととなりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



#### ～ 問い合わせ先～

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合  
☎ 029-886-3085

